

企業行動規範に関する規則

第1章 総 則

(目的等)

第1条 この規則は、上場会社（上場株券の発行者をいい、社会資本整備市場に上場されている株券、優先株及び社債券の発行者を含む。以下同じ。）が行う企業行動について適切な対応を求める事項を定める。

- 2 この規則の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定する取締役会の決議において、自主規制委員会の同意を得るものとする。

第2章 遵守すべき事項

(第三者割当に係る遵守事項)

第2条 上場会社は、第三者割当（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第5条第1項第11号に規定する第三者割当をいう。）による募集株式等（同号に規定する募集株式等をいう。以下同じ。）の割当を行う場合（本所が定める議決権の比率が25%以上となる場合に限る。）又は当該割当及び当該割当に係る募集株式等の転換又は行使により支配株主（適時開示等規則第2条第1項第2号gに規定する支配株主をいう。以下同じ。）が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行うものとする。ただし、当該割当の緊急性が極めて高いものとして本所が定める場合はこの限りでない。

- (1) 経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手

(2) 当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認

(株式分割等)

第 3 条 上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割（優先出資の分割を含む。）、株式無償割当、新株予約権無償割当、株式併合又は単元株式数の変更を行わないものとする。

(M S C B 等の発行に係る遵守事項)

第 4 条 上場会社は、M S C B 等（適時開示等規則第 2 条第 7 項に規定するM S C B 等をいう。以下同じ。）を発行する場合は、M S C B 等を買い受けようとする者によるM S C B 等の転換又は行使を制限するよう本所が必要と認める措置を講じるものとする。

- 2 前項の規定は、本所が適当と認める場合には適用しない。
- 3 適時開示等規則第 2 条第 7 項第 3 号の規定は、前 2 項の規定を適用する場合について準用する。

(書面による議決権行使等)

第 5 条 上場内国会社（上場内国株券の発行者をいう。以下同じ。）は、株主総会を招集する場合には、会社法第298条第 1 項第 3 号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、株主（同項第 2 号に掲げる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の全部に対して法の規定に基づき株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合は、この限りでない。

(上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備)

第 6 条 上場外国会社（上場外国株券又は上場外国株預託証券等の発行者をいう。以下同じ。）は、株主総会の招集をする場合には、指図書（外

国株券等実質株主（指定振替機関が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に規定する外国株券等実質株主をいう。以下同じ。）が議決権行使の指示を行うための書面をいう。）及び外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うために十分な内容を記載した参考書類（議決権行使の指示について参考となるべき事項を記載した書類をいう。）を、当該株主総会の日の2週間前までに、外国株券等実質株主に対して発送しなければならない。

（独立役員の確保）

第7条 上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保しなければならない。

- 2 独立役員の確保に関し、必要な事項については、本所が定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、JASDAQのうちグロースに上場する内国会社については、上場日以後、最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに独立役員を1名以上確保するものとする。

（上場内国会社の機関の設置）

第8条 上場内国会社は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
 - (2) 監査役会又は委員会（会社法第2条第12号に規定する委員会をいう。）
 - (3) 会計監査人
- 2 前項の規定にかかわらず、JASDAQのうちグロースに上場する内国会社については、上場日から1か年を経過した日以後、最初に終

了する事業年度に係る定時株主総会の日までに前項各号に掲げる機関を置くものとする。

(公認会計士等の選任)

第9条 上場内国会社は、当該上場内国会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。)を行う公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者(以下「公認会計士等」という。)として選任するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、JASDAQのうちグロースに上場する内国会社については、上場日から1か年を経過した日以後、最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに当該上場内国会社の会計監査人を公認会計士等として選任するものとする。

(業務の適正を確保するために必要な体制整備)

第10条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(会社法第362条第4項第6号若しくは同法416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、JASDAQのうちグロースに上場する内国会社については、上場日から1か年を経過した日以後、最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに前項に定める体制の整備を決定するものとする。

(買収防衛策の導入に係る遵守事項)

第11条 上場会社は、買収防衛策（上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。以下同じ。）を導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的な内容を決定することをいう。以下同じ。）する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

（2）透明性

買収防衛策の発動（買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。）及び廃止（買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

（3）流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。

（4）株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。

（MBOの開示に係る遵守事項）

第12条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）について、適時開示等規則第2条第1項第1号t

に定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は，必要かつ十分に行うものとする。

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

第12条の2 支配株主を有する上場会社は，次の各号に掲げる場合には，当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し，当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が適時開示等規則第2条第1項第1号a(第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。), d, fの2からhまで, jからnまで, rからuまで又はa jに掲げる事項(支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条第1項の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が，適時開示等規則第2条第2項第1号aからdまで, fからjまで, m又はsに掲げる事項(支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条第2項の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

2 上場会社は前項各号に掲げる場合には，必要かつ十分な適時開示を行うものとする。

(上場会社監査事務所等による監査)

第12条の3 上場内国会社は，上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいう。)(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所を含む。)の監査を受けるものとする。

(内部者取引の禁止)

第13条 上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業者に対し、当該上場会社の計算における内部者取引(法第166条及び第167条に規定する取引をいう。以下同じ。)を行わせてはならない。

(反社会的勢力の排除)

第14条 上場会社は、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係を有しないものとする。

(株式の非公開化の実施)

第15条 上場会社(上場会社が親会社等(親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社をいう。),その他の関係会社(同条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。)又はその親会社をいうものとする。)を有する場合は、当該親会社等を含む。)は、上場後短期間で株式の非公開化を行わないよう努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、上場後短期間で株式の非公開化を実施する場合にあっては、当該上場会社はその必要性及び相当性について十分に検討を行わなければならないものとする。

(流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止)

第16条 上場会社は、第2条から前条までの規定を遵守するほか、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると認められる行為を行わないものとする。

第3章 望まれる事項

(投資単位の引下げ)

第17条 上場内国会社は、株券の投資単位(1 単位当たりの価格をいう。以下同じ。)が50万円未満となるよう、株式分割又は単元株式数の減少による投資単位の引下げに努めるものとする。

(売買単位統一に向けた努力)

第17条の 2 上場内国会社は、上場内国株券の単元株式数を100株とするよう努めるものとする。

(コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組み)

第18条 上場会社は、本所からの要請等を踏まえて、株主の権利を尊重し、その持分に応じて平等に扱い、投資者の信頼性向上を図るよう、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする。

(議決権行使を容易にするための環境整備)

第19条 上場内国会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として本所が定める事項を行うよう努めるものとする。

(無議決権株式の株主への交付書類)

第19条の 2 上場無議決権株式の発行者は、議決権付株式の株主に対して株主向け書類(議決権行使書面及び委任状を除く。)を交付した場合、速やかにこれを当該上場無議決権株式の株主にも交付するよう努めるものとする。

第20条 削除

(内部者取引の未然防止に向けた体制整備)

第21条 上場会社は、内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備を行うよう努めるものとする。

（反社会的勢力排除に向けた体制整備）

第22条 上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努めるものとする。

（会計基準の変更等への的確な対応に向けた体制整備）

第23条 上場内国会社は、会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものとする。

（決算内容に関する補足説明資料の公平な提供）

第24条 上場会社は、適時開示等規則第2条第1項第3号の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めるものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条及び第11条の規定は、この規則施行の日から1か年経過した日以後に最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えた上場会社から適用する。

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日よりも前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成20年5月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は，この改正規則施行の日(以下「施行日」という。)以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。
- 3 改正後の第4条第3項の規定は，施行日以後に発行に係る決議又は決定が行われるC B等から適用する。
- 4 改正後の第7条第1項の規定は，平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用する。

付 則

この規則は，平成22年6月30日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成22年10月12日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定は，株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場において，平成22年3月1日に現に上場していた上場内国株券の発行者については，平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用する。
- 3 第7条第1項の規定は，株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場若しくはこの規則施行の日(以下「施行日」という。)前に本所が開設していたJ A S D A Q又はN E Oにおいて，平成22年3月1日以後に上場した上場内国株券の発行者については，当該上場の日以後に最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用する。
- 4 第7条第1項の規定は，施行日以後1年を経過した日までにJ A S D A Qスタンダードに上場した上場内国株券の発行者については，

当該上場の日以後に最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用する。

5 第8条第1項，第9条第1項及び第10条第1項の規定は，株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場において，平成20年12月1日に現に上場していた上場内国株券の発行者については，平成21年12月1日以後に最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3か月目を迎えた日から適用する。

6 第8条第1項，第9条第1項及び第10条第1項の規定は，株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場若しくは施行日前に本所が開設していたJASDAQ又はNEOにおいて，平成20年12月1日以後に上場した上場内国株券の発行者については，当該上場の日から1か年を経過した日以後に最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3か月目を迎えた日から適用する。

7 第8条第1項，第9条第1項及び第10条第1項の規定は，施行日以後1年を経過した日までにJASDAQスタンダードに上場した上場内国株券の発行者については，当該上場の日から1か年を経過した日以後に最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3か月目の日から適用する。

付 則

この規則は，平成23年3月31日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。